



正しい検査は、正しい検体採取から

臨床検査技師等に関する法律の改定により
平成27年4月1日から
私たち臨床検査技師の業務として
検体の採取と嗅覚・味覚検査が追加されました

○表皮並びに体表を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）

○皮膚並びに体表の病変部位の膿を採取する行為

○鱗屑（りんせつ）、痂皮（かひ）その他の体表の付着物を採取する行為

○鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為

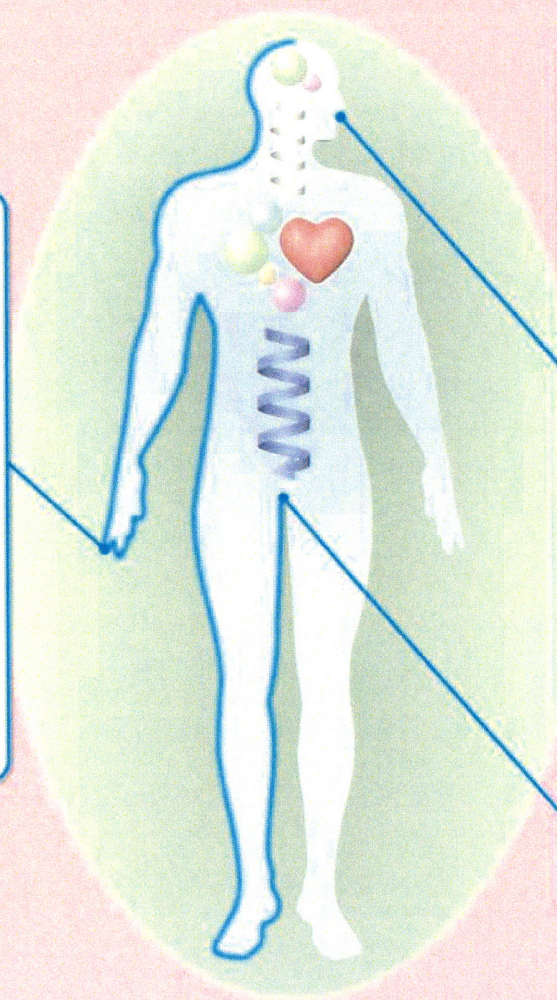
○口腔の粘膜を採取する行為

○口腔の病変部位の膿を採取する行為

○基準嗅覚検査及び静脈性嗅覚検査（静脈に注射する行為を除く。）

○電気味覚検査及びろ紙ディスク法による味覚定量検査

○綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為



●安全安心の指定講習会修了者バッジ

新たに加わる業務を実施するためには、厚生労働省の指定を受けた日本臨床衛生検査技師会が主催する講習会の受講が義務化となっています。現在、全国各地で指定講習会を開催しており、多くの臨床検査技師が新たに加わる業務についての知識・技術の習得を進めているところです。

指定講習会の修了により「安全・安心」が担保された各種検体の採取、嗅覚・味覚検査を行うことができます。

検査のプロが責任を持って採取しています

